北海道介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

第１　目的

この要綱は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 33、第 115 条の 34 の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成 21 年３月 30 日付け老発第 0330077 号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第２　検査実施機関

１　総合振興局（振興局）

総合振興局（振興局）は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の所在地が全て北海道内である介護サービス事業者（以下「北海道が所管する介護サービス事業者」という。）のうち、当該総合振興局（振興局）管内に主たる事務所（本社又は法人本部等）が所在する介護サービス事業者に対し検査を行う。

２　保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下「高齢者保健福祉課」という。）

（１）　高齢者保健福祉課は、北海道が所管する介護サービス事業者のうち、札幌市又は道外に主たる事務所が所在する介護サービス事業者（すべての事業所が札幌市内にのみ所在する事業者を除く。）及び事業所が２以上の都道府県の区域に所在し、かつ２以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者のうち、道内に主たる事務所が所在する介護サービス事業者に対し検査を行うとともに、総合振興局（振興局）が行う検査のうち、特に必要があると認められる場合については、総合振興局（振興局）と合同で検査を実施する。

（２）　高齢者保健福祉課は、検査の実施に必要な事項について、その取りまとめ、調整等を行う。

第３　検査体制

検査に当たっては、国、関係都道府県及び関係市町村の指導監督部局並びに関係部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

（１）　一般検査（面接検査）を行う場合は、２名以上で対応すること。

（２）　一般検査（立入検査）及び特別検査を行う場合は、２名以上の班を編成し、原則班長は係長（主査）職以上とする。

第４　検査

１　検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

２　一般検査

（１）　業務管理体制の届出内容を確認するため、概ね６年に１回、別紙１の手順により実施するものとする。

その際、実施機関は、年度当初に、様式１により、検査実施計画を策定するものとする。

総合振興局（振興局）は、毎年度５月末日までに、当該検査実施計画を高齢者保健福祉課に提出するものとする。

なお、緊急その他特別な事情がある場合は、この限りではない。

（２）　一般検査は、事業者から書面で報告等を徴収する書面検査と、必要に応じて、介護サービス事業者又はその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法、又は事業者本部等へ立ち入り整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

（３）　一般検査は、介護サービス事業者に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

３　特別検査

（１）　指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合、別紙２の手順により実施するものとする。

その際、総合振興局（振興局）は、事前に高齢者保健福祉課に報告するものとする。

（２）　特別検査の実施に当たっては、事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定等取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

（３）　特別検査は、介護サービス事業者に対する監査と併せて行うことができる。

４　実施通知

（１）　一般検査（書面検査）の実施に当たっては、様式２により、検査対象となる介護サービス事業者に対し通知するものとする。

一般検査（書面検査）は、自主点検表の提出を求め、業務管理体制の整備に関する届出内容について確認する。

（２）　一般検査（立入検査）及び特別検査の実施に当たっては、様式４により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合において、実効性ある実態把握の観点から必要と認めるときは、実施通知をしないことができる。（実施通知をしない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）

５　報告

（１）　立入検査終了後、速やかに、その検査結果について様式５の報告書を作成するものとする。

総合振興局（振興局）は、報告書を作成後、速やかに当該検査報告書を高齢者保健福祉課に提出するものとする。

（２）　検査（一般・特別）終了後、年度末までに検査実績書（様式１）及び結果報告書（様式３）を作成するものとする。

総合振興局（振興局）は、翌年度４月末日までに当該検査実績書等を高齢者保健福祉課に提出するものとする。

第５　行政上の措置等

１　行政上の措置

（１）　検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、様式７、８により文書で通知するものとする。

ア　勧告

厚生労働省で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

イ　命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

（２）　（１）の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。

なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項については、様式６により改善報告を求めるものとする。

２　弁明の機会の付与

命令に該当すると認められる場合は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 13 条第１項第２号の規定に基づき、弁明の機会の付与を行う。

ただし、同法第 13 条第２項各号のいずれかに該当するときは、同法第 13 条第１項第２号の規定は適用しない。

３　命令違反に係る通知

介護サービス事業者が上記１の（１）のイの命令に違反したときは、様式９により、当該違反の内容を関係する総合振興局（振興局）又は都府県市町村に通知するものとする。

４　権限行使を求めた都府県市町村への通知

都府県市町村の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、様式 10 により、求めのあった都府県市町村に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等を所管する総合振興局（振興局）及び都府県市町村に対しても同様式に準じ通知するものとする。

第６　特別な処置

一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

第７　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則　この要綱は、平成２３年　４月　１日から施行する。

平成２７年１２月２８日一部改正

平成２８年　４月２２日一部改正

平成３０年　９月２７日一部改正

令和　３年　４月　１日一部改正